

# 第8回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年1月28日（木）午後4時00分より

於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 第8回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時          平成27年1月28日（水）          16時00分
2. 閉会時間          平成27年1月28日（水）          16時45分
3. 開催場所          有明庁舎    3階大会議室
4. 出席委員者の数      29名
5. 欠席委員者の数      2名
6. 議案
  - 第1号議案          農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 第2号議案          農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第3号議案          農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
  - 第4号議案          中間管理機構を介した農用地利用集積計画（案）について
  - 第5号議案          農業委員会選挙人名簿登載申請審査について
7. 報告事項
  - 報告第1号          合意解約通知書について
  - 報告第2号          使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号          平成26年 荒廃農地の発生・解消に関する調査について

午後4時00分開始

議長

只今より、第8回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番と第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は関連がありますので、同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番につきまして、当初計画者は・・・の・・・さん、昭和59年11月27日付け長崎県指令59農政第・・・号により住宅及び車庫の建築のため、農地法第5条の許可を受けておりましたが、資金繰りが困難になり計画の遂行ができなくなっておりました。

今回、・・・さんの・・・である・・・の・・・さんが、申請地を譲り受け、木造2階屋住宅（建築面積）79.50平方メートルを建築したいとの申し出があり、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番で申請されています。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、先日の現地調査のなかで、住宅が農地に近かったので、再度、隣接農地所有者に確認してくださいとのことでしたので、改めて転用申請者にお問い合わせした結果、了解は得られましたとのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は河川、東側は農地及び宅地、南側は道路を挟み宅地、西側は宅地となっております。

雨水は河川へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 1番及び第2号議案 2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番計画変更承認申請を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

並びに、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番については認めることに決定し、県知事に進達します。

並びに、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さん、申請地1,051平方メートル借り受け、太陽光発電施設(381.47平方メートル、49.50kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
・・・番　・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側は農地、南側は農地及び雑種地、西側は水路、里道を挟んで使用貸人の農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請の３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請３番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地３８３平方メートルを譲り受け、木造平屋建ての店舗９３．７６平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており第１種農地と判断され、本来であれば農地

転用は不許可になりますが、農地法第4条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は宅地、南側は譲渡人の農地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は水路へ放流、汚水はくみ取り、生活雑排水はグリース　トラップを経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案　農地法第5条の規定による許可申請4番の賃貸人は・・・の・・・さん、

賃借人は・・・・・・の・・・・株式会社 代表取締役・・・・・・、申請地2,832平方メートル借り受け、木造平屋建て鶏舎4棟（499.20平方メートル×4棟＝1,996.80平方メートル）を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第4条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・の一角にあり、北側及び南側は賃借人所有の宅地、西側は賃借人所有の雑種地、東側は里道を挟み山林となっております。

雨水は溜枡を経由して既存側溝へ放流、汚水は鶏糞と一緒に発酵施設で処理するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集3ページから5ページに記載のとおりで

|          |    |     |             |
|----------|----|-----|-------------|
| 耕作権の新規設定 | 7件 | 23筆 | 19, 124.00㎡ |
|----------|----|-----|-------------|

|         |     |     |             |
|---------|-----|-----|-------------|
| 耕作権の再設定 | 10件 | 28筆 | 22, 755.00㎡ |
|---------|-----|-----|-------------|

|     |     |     |             |
|-----|-----|-----|-------------|
| 合 計 | 17件 | 51筆 | 41, 879.00㎡ |
|-----|-----|-----|-------------|

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集6ページに記載のとおりで、  
2件 2筆 1,501㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第3号議案は承認することに決定します。

議長

次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局



第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は10月から12月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、・・・土地改良区分と・・・土地改良区分の39件と他1件分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10―(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

今回は、受け手40名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農器具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・・・番　・・・　委員の入場を求めます。

(・・・　委員　入場)

議長

・・・　委員に関する案件も含め、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案、農業委員会選挙人名簿登載申請審査について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業委員会選挙人名簿登載申請審査について説明します。

これは、農業委員会等に関する法律第8条の規定により農業委員会選挙人名簿登載申請書について、同法施行令第3条の規定により、委員さんに審査していただくものであります。

審査内容としましては、市内に住所を有する満20歳以上の方で、10アール以上の農地の耕作の業務を営む者。または、その者と同居している親族又は配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事している人及び、農業生産法人の社員等が該当いたします。

なお、申請漏れ、非該当者など疑義がある場合は申し出ください。

さっそくですが、委員さんの後ろの机に、各地区ごとに選挙人名簿を安中地区、中央地区、杉谷地区、三会地区、大三東地区、湯江地区に配置しておりますので、各地区の審査をよろしくお願いします。

なお不明な点がありましたら、随時お尋ねください。

議長

しばらく休憩します。休憩中に審査をお願いします。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、協議を再開いたします。

ただいま、審査をして頂きましたが、何か質問等はありませんか。

(「異議なし」という発声)

ご質疑等がありませんので、選挙人名簿の審査を終了いたします。

これを市の選挙管理委員会に提出いたしたいと思います。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について報告します。

議案集16ページに記載のとおりで、4件 5筆 5,966㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集17ページに記載のとおりで、1件 6筆 3,073.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、平成26年度荒廃農地の発生・解消に関する調査について報告します。

議案集18ページをご覧ください。

昨年10月に市内全域の農地パトロールの結果を集計したものであります。荒廃農地 A分類が

昨年より 1.8ha 増えて 19.2ha となりました。

内訳といたしまして、287 筆で所有者が 159 名となっています。

また、田が 174 筆の 102,135 m<sup>2</sup>、畑が 113 筆の 90,601 m<sup>2</sup>です。また「緑」と記載しておりますのは、草刈等で即農地利用可能地ということで、187 筆、117,168 m<sup>2</sup> そして「黄」と記載していますのは、重機や基盤整備等で農地利用可能ということで、100 筆 75,568 m<sup>2</sup>となりました。

解消面積は 4.6ha 内訳といたしまして 田が 20 筆 9,640 m<sup>2</sup>、畑が 56 筆 36,922 m<sup>2</sup> です。

新規荒廃農地面積は、6.5ha 内訳として 田が 61 筆 39,168 m<sup>2</sup>、畑が 39 筆 26,147 m<sup>2</sup> です。

そして、下段に各地区別の荒廃農地の面積一覧、19 ページには各地区別の解消面積及び新規発生面積を記載しております。

なお、今後の解消計画ですが、2 月に所有者等に意向調査として文書発送を予定しています。その際、回答者が少ない場合は各委員さんに訪問をお願いすることもあるかと思しますので、その時はよろしくお願いします。

以上、平成 26 年度荒廃農地の発生・解消に関する調査結果報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第 8 回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第 8 回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後 4 時 45 分